別紙2　OPOS協議会 成果物の取扱いに関する細則（原文・全文）

（成果物の取扱いと表記）

著作権

仕様書（以下「成果物」）については、成果物に何らかの資料
（以下「寄稿物」）を提供した会員（以下「寄稿者」）は、
成果物の開発と普及を目的として、当協議会に対し、
その文書の複製と配布、文書の修正と修正版の複製の配布、
および他者に同じことをさせるための
永続的、非独占的、取消不能、ロイヤルティフリー、払込済、世界的なライセンス
を許諾したものとみなされる。

寄稿者は、寄稿物の著作権者であるか、
または著作権者から本規約の条件に基づいて寄稿を行うための
十分な著作権および特許権を有していない限り、寄稿を行うことはできない。

寄稿者は、寄稿物に含まれるすべての著作権者の身元を開示しなければならない。

特許権

寄稿者が特許権を有する内容が関係する場合は、
寄稿者は成果物作成過程において、
以下に定める知的財産権のモード（※1）を宣言しなければならない。

当協議会は、成果物に対する特許権の係争には関与しない。
成果物に準拠した製品を製造、使用、販売する者に対して、対象となる特許を宣言に従った条件で　　許諾する。

成果物への表記

コピーライト表記は、著作権者を記述するものとする。

※1　知的財産権モード

本協議会規約にて宣言される知的財産権のモードは以下3モードである。

1. RAND（Reasonable and Non-Discriminatory：妥当で差別のない）モード

RANDモードを採用する者は、
無制限な数の申請者に、**非独占的、世界的、サブライセンス不可で、永久的な特許ライセンス**として、
該必須クレームを**公正、合理的、且つ非差別的条件下**での、

- 作成
- 作成完了

- 利用
- 輸出
- 販売勧誘
- 販売

に関して、及び、**直接的又は間接的に仕様書の実装品を配布する事**に関して、
RANDモード下で許諾をする宣言を行う。

2. 限定条件でのRF（Royalty Free：無料での実施）モード

限定条件でのRFモードを採用する者は、
無制限の数の申請者に、**ロイヤルティおよび手数料なし、非独占的、世界的、サブライセンス不可で、永久的な特許ライセンス**として、
該必須クレームを**公正、合理的、且つ非差別的条件下**での、

- 作成
- 作成完了
- 利用
- 輸出
- 販売勧誘
- 販売

に関して、及び、**直接的又は間接的に、仕様書の実装品を配布する事**に関して、
限定条件でのRFモード下で許諾をする宣言を行う。

この仕様書に関する、限定条件でのRFモード宣言には、
**技術または知的財産権の使用またはライセンシーの行動に関して、
法の選択と紛争解決を含んだ、ライセンスの運用または保守に関連する合理的で慣習的な条件を含めることができる。**

3. Non-アサート（知的財産権非行使）モード

Non-アサートモードを採用する者は、
**知的財産権を一切主張せず、
知的財産権を保有していたとしても、
権利行使を行わない条件下で許諾をする宣言**を行う。

以上

（注）本別紙は、OFSC データ標準化分科会 参加規程 Ver.3 第3条第2項により、本分科会における成果物および知的財産の取扱いに原則として適用されます。